

介護予防訪問介護現行相当サービス（A 2）

福津市：6級地（10.42）

サービス名称	対象・内容	単価（令和3年3月まで）	単価（令和3年4月から）
訪問型サービス費（Ⅳ） ※月5回の利用が必要とみなす利用者⇒訪問型サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた人 （ひと月の中で全部で4回まで）	1回につき 267単位 ※月5回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（1,172単位）を上限とする	1回につき 268単位 ※月5回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（1,176単位）を上限とする
訪問型サービス費（Ⅴ） ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者⇒訪問型サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた人 （ひと月の中で全部で5回から8回まで）	1回につき 271単位 ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（2,342単位）を上限とする	1回につき 272単位 ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（2,349単位）を上限とする
訪問型サービス費（Ⅵ） ※月13から15回の利用が必要とみなす利用者⇒訪問型サービス費（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた人 （ひと月の中で全部で9回から12回まで）	1回につき 286単位 ※月13から15回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（3,715単位）を上限とする	1回につき 287単位 ※月13から15回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（3,727単位）を上限とする
訪問型サービス費（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2 20分未満（ひと月につき22回まで）	1回につき 166単位	1回につき 167単位

※各種加算・減算は予防給付と同じ

介護予防通所介護現行相当サービス（A 6）

福津市：6級地（10.27）

サービス名称	対象・内容	単価（令和3年3月まで）	単価（令和3年4月から）
通所型サービス費1回数 ※月5回の利用が必要とみなす利用者⇒通所型サービス1	事業対象者・要支援1 週1回程度の通所型サービスが必要とされた人 （ひと月の中で全部で4回まで）	1回につき 380単位 ※月5回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（1,655単位）を上限とする	1回につき 384単位 ※月5回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（1,672単位）を上限とする
通所型サービス費2回数 ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者⇒通所型サービス2	事業対象者・要支援2 週2回程度の通所型サービスが必要とされた人 （ひと月の中で全部で5回から8回まで）	1回につき 391単位 ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（3,393単位）を上限とする	1回につき 395単位 ※月9から10回の利用が必要とみなす利用者 ⇒包括報酬単位（3,428単位）を上限とする

※各種加算・減算は予防給付と同じ

*…新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は基本報酬に0.1%上乘せする(小数点以下四捨五入。)

介護予防支援・ケアマネジメント

福津市：6級地（10.42）

区分		単価（令和3年3月まで）	単価（令和3年4月から）	サービス利用パターン例	
事業対象者	介護予防ケアマネジメント費	431単位	438単位	事業（訪問介護）のみ	
				事業（通所介護）のみ	
				事業（訪問介護と通所）のみ	
要支援1・要支援2	介護予防支援費	431単位	438単位	給付のみ	
				給付と	事業（訪問介護）
	介護予防ケアマネジメント費	431単位	438単位		事業（通所介護）
				事業（訪問介護と通所介護）のみ	

*…新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は基本報酬に0.1%上乘せする(小数点以下四捨五入。)